

公立大学法人秋田県立大学平成29年度年度計画

(目 次)

I	教育に関する目標を達成するための措置	…	3
1	学生確保の強化	…	3
(1)	学部学生の受入れ	…	3
(2)	大学院学生の確保	…	4
2	教育の質の向上	…	4
(1)	学部教育	…	4
(2)	大学院教育	…	6
(3)	検討体制の整備	…	7
3	学生支援の強化	…	7
(1)	学生支援	…	7
(2)	キャリア教育・就職支援	…	8
II	研究に関する目標を達成するための措置	…	9
1	先端的・独創的研究や特色ある研究の推進	…	9
2	研究費の確保と研究体制の整備	…	9
III	地域貢献に関する目標を達成するための措置	…	10
1	県内産業の競争力強化に向けた支援	…	10
(1)	産業振興への寄与	…	10
(2)	知的財産の創造と活用	…	10
(3)	木材高度加工研究所	…	10
(4)	バイオテクノロジーセンター	…	11
2	地域支援	…	11
(1)	自治体、企業等との連携推進	…	11
(2)	学校教育への支援	…	11
(3)	生涯学習への支援	…	11
IV	交流・連携に関する目標を達成するための措置	…	12
1	国際交流の推進	…	12
(1)	研究者の交流と共同研究の推進	…	12
(2)	国際感覚を備えた人材の育成	…	12
2	他大学等との交流・連携の推進	…	12

V	大学経営の改善に関する目標を達成するための措置	…	1 2
1	業務運営の改善及び効率化	…	1 2
	(1) 運営体制の強化	…	1 2
	(2) 運営の高度化	…	1 3
	(3) 人事制度の適正な運用による組織の活性化	…	1 3
2	財務内容の改善	…	1 3
	(1) 自己財源の確保	…	1 3
	(2) 経費の節減	…	1 3
3	自己点検・評価等の実施及び教育情報等の公表	…	1 4
	(1) 自己点検・評価及び自己改革の実施	…	1 4
	(2) 教育情報等の公表	…	1 4
4	その他業務運営に関する重要事項	…	1 4
	(1) 安全管理体制の強化	…	1 4
	(2) 教育研究環境の整備	…	1 4
VI	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	…	1 5
1	予算	…	1 5
2	収支計画	…	1 6
3	資金計画	…	1 7
VII	短期借入金の限度額	…	1 7
VIII	重要な財産の譲渡等に関する計画	…	1 7
IX	剰余金の使途	…	1 7
X	地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）で定め る業務運営に関する事項	…	1 8
1	施設及び設備に関する計画	…	1 8
2	人事に関する計画	…	1 8
	(1) 人員計画の方針	…	1 8
	(2) 人材確保の方針	…	1 8
3	法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積 立金の処分に関する計画	…	1 8

I 教育に関する目標を達成するための措置

1 学生確保の強化

(1) 学部学生の受入れ

① 広報活動の強化

ア 受験生や保護者への情報発信の強化に向け、ホームページの再構築について検討を進める。また、本学在学学生が出身高等学校に訪問し、本学の特長を高校生や高等学校教員にPRする「秋田県立大学PR特命アンバサダー」事業を継続する。

イ 7月にオープンキャンパス、10月にミニオープンキャンパスを開催し、教育の特長や充実した研究環境等、本学の魅力を周知する。また、高等学校が行う個別進学説明会や進学情報業者が主催する合同進学相談会へ積極的に参加し、受験生の掘り起こしを図る。加えて、県内高等学校や本学進学者の多い東北・東海・甲信越・北関東地区の高等学校を個別に訪問し、進路担当教員への本学認知度を高める。

ウ 県内全高等学校に高大連携事業に関する案内文書を送付して制度利用を促すとともに、申し込みを受けた場合は要望に沿えるよう実施内容を調整する。また、高校生以外にも高等学校教員、保護者等のキャンパス見学を積極的に受け入れ本学をPRするほか、県内高等学校教員との意見交換会を実施し、得られた意見を学生募集活動に活用する。

② 県内出身入学生の確保

ア 基礎学力と適性を重視しつつ有為な県内出身入学生を確保するため、推薦入試等特別選抜試験の在り方について検討する。

イ 高大接続改革における本学の入学者個別選抜見直しの中で、連携校特別枠の新設を含め、県内の優秀な学生を確保するための方策について引き続き検討する。

ウ 進学相談会や高校訪問などの機会を通じて、入学生特待生制度の周知に努める。また、「秋田県立大学10周年記念奨学金」を継続し、県内出身学生の修学を支援する。

③ 入試制度の改善

ア 入学者受入れ方針等の周知に努め、同方針で示す能力を有する学生を確保する。

イ 学生の入試区分ごとに入学後の学業成績の変化や卒業後の進路状況などの相関関係を分析し、客観的数値に基づき入学者選抜制度の見直しを検討する。

☆ 数値目標

- ・ 一般選抜試験出願倍率：5倍以上
- ・ 県内出身入学生比率：30%以上

(2) 大学院学生の確保

- ① 本学大学院の教育内容や養成する人材像、修得できる能力・技術等の情報を記載した大学院紹介パンフレットやホームページを利用し、積極的な情報発信を行う。
- ② 学部生向けに大学院セミナーや進路ガイダンスを開催し、入学初年次から大学院についての理解を深めるとともに、本学大学院の魅力を積極的に発信する。また、本学学部から大学院への進学を希望する成績優秀者を対象に「大学院優秀学生奨学金制度」を適切に運用し、大学院進学の際の障壁となっている経済面での支援を行う。
- ③ 社会人学生の学習動機や学習目的に配慮した教育プログラムを実践し、幅広い年齢層の修学の機会拡大に努める。
 - ア 26年度に導入した長期履修制度を積極的にPRし、社会人学生の経済的負担軽減策の継続と拡充を図る。
 - イ 社会人学生の個々の事情を考慮し、多様かつ柔軟な学習形態と学習環境を提供する。
 - ウ 各市町村の広報誌、関係機関窓口等の媒体に加え、公開講座等の行事を利用し、科目等履修生制度及び聴講生制度の周知を図る。また、本学卒業生を対象にした生涯学生制度を活用し、学修意欲のある社会人へ学びの機会を提供する。
 - エ 社会人学生向けに作成した履修モデルを積極的に活用し、幅広い年齢層の修学促進を図る。
- ④ 大学間協定及び部局間協定に基づく外国人留学生の受入れを促進するため、日本語教育、住居費補助、チューター制度の実施及び各種相談への対応を継続する。

☆ 数値目標

- ・ 大学院収容定員充足率：100%

2 教育の質の向上

(1) 学部教育

- ① 育成する人材・能力
 - ア 地域の課題に目を向け、その解決方法を考える「あきた地域学課程」を本格導入し、問題解決能力を備えた学生の育成を図る。
 - イ 学内外における研究発表や学会発表等を積極的に実施する。さらに、講義の中にも討論型・対話型の手法を取り入れ、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力の向上を図る。
- ② 教育課程の改革
 - ア 学科ごとにカリキュラムマップの見直しを行い、学習の系統性や順次性に配

慮した教育課程となっているか検証する。

- イ 分野別履修モデルに加え、授業科目を専門分野別にマッピングし、それぞれの専門分野において獲得できる能力を明示したカリキュラムマップを積極的に活用することで、学生の目的意識の明確化と学習意欲の向上を促す。
- ウ 教育課程編成・実施方針やカリキュラム見直しの検討過程において、教養基礎教育、専門教育等の科目構成、単位数、開講年次なども議論し、総合的な教育プログラムの改善を促進する。
- エ 放送大学との教育連携協定及び講師の配置による教養基礎教育の指導強化、大学コンソーシアムあきたとの連携による単位互換制度の浸透、充実を図る。
- オ 英語教育の効果を測定するため、TOEIC (Bridge・IP) の実施を継続する。また、30年度の英語のカリキュラム改革に向けた準備を進める。
- カ 初年次教育としてフレッシュャーズ・セミナーや文章力講座を継続する。また、本荘キャンパスではピアチューターを利用した「数学・物理駆けこみ寺」を引き続き実施し、数学・物理の基礎学力向上を図る。
- キ 推薦・AO入試入学者を対象とした入学前教育プログラムと、特定の科目についての学力が不足している学生を対象とした入学後教育（基礎講座）を継続する。
- ク 28年度に導入した教育支援システムのアクティブラーニング機能を活用し、双方向授業や対話型授業の充実を図る。また、ラーニング・コモンズの活用により、多様な学びの形態を提供し、学生の主体的な学修を支援する。
- ケ 学部1・2年生対象の「学生自主研究制度」、3年生対象の「アドバンスト自主研究制度」を継続し、早い段階から研究に係わる機会を提供する。また、オープンキャンパス等において研究成果を発表する機会を設けるとともに、サイエンスインカレ等外部主催イベントへの参加を促し、研究への興味や意欲を喚起する。

③ 単位の実質化

- ア 28年度に導入したキャップ制について、趣旨の理解と定着を図るとともに、授業ごとの適正な学修時間の確保を促すことで、単位の実質化を図る。
- イ シラバスの「授業時間外学修の指示」欄の内容を充実させ、学生が主体的・計画的な学修に取り組むよう促す。

④ 教育方法の改善

- ア 新入生オリエンテーションを活用し、キャップ制やGPA制度などを含む履修指導を徹底するとともに、オフィスアワーの意義や活用方法なども積極的にPRするなど、学習支援の充実を図る。
- イ 28年度に導入した新たな学習ポートフォリオを活用し、学生の学習目標や学習計画の自己管理をサポートする。

ウ 28年度に導入した新たな学習ポートフォリオを活用し、学生各自の学習成果のチェックができる評価方法を確立する。

エ 教員相互の授業参観や学生による授業アンケートを継続するとともに、28年度から実施している新たな教員授業評価を完了し、その結果を各教員にフィードバックする。また、FD専門部会による講演会や勉強会を継続し、教員の教育力向上を図る。

⑤ 学科再編に向けた取組の推進

システム科学技術学部の学科再編について、再編後の各学科の教育方針やカリキュラム等の検討結果をまとめるとともに、文部科学省への学科新設の届出を行う。また、学科再編の内容について、県内外の高等学校等に広く周知する。

(2) 大学院教育

① 履修コース制の導入、研究指導體制の強化

ア 修得する能力やキャリアパスに対応した履修モデルを明示し、体系的な大学院教育を行う。

イ 研究指導計画書の記載内容に基づき適正な指導がされているか検証する体制の整備を進める。

ウ 学内でのFD研修や研究指導方法のピア・レビューを実施し、大学院における教育・研究指導能力の向上を図るとともに、他大学での研修会やFD関連セミナーに教職員を積極的に派遣する。

エ 学生の知識・技能向上を図るため、教育補助員(TA)制度と研究補助員(RA)制度を積極的に活用する。

オ システム科学技術研究科共同ライフサイクルデザイン工学専攻において、グリーンイノベーションや循環型社会形成に向けた新たな人材養成に取り組む。

② 博士後期課程の改革

ア 高度技術研究者として求められる基本的要素を身に付けるために、幅広い教育プログラム(中間発表会、特別セミナー、学外での研究研修制度等)を実施する。

イ 産業界から講師を招いて博士後期課程の学生を対象としたセミナーを開催するなど、教育プログラムにおける学外との連携強化を図る。

ウ 社会人を対象とした短期在学コースの創設に向けた準備を進める。

(3) 検討体制の整備

① 教育改革・支援センターの設置

- ア 教育改革・支援センター会議を定期的で開催し、全学的な教育改革の中心機関として機能させるとともに、教育改革についての理解を深めるため、担当教職員を積極的に学外研修に派遣する。
- イ 教育改革・支援センターが中心となって教育内容・方法の改善・提案を進める。また、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーと整合した教育課程が実施されているか検証する。

3 学生支援の強化

(1) 学生支援

① 学生支援センターの設置

- ア 学生支援センターにおいて担当教員、事務局、学生相談室及び保健室等が状況に応じた情報共有、機能分担を図り、各窓口が連携した一体的な学生支援に取り組む。また、教職員を対象に学生対応に係わる研修会を系統的に開催し、学生支援への意識付けと学生対応スキルの向上を図る。
- イ 学長と学生との懇談会を実施し、学生支援に関する学生からの意見や要望を把握する機会を設ける。また、卒業予定者を対象に教育課程・学生生活・就職支援等の幅広い側面から満足度を測るアンケートを実施し、集約・分析した結果を学生支援活動に活用する。
- ウ 学生の主体的な課外活動を運営・財政の両面から支援し、主体性の向上と社会性の涵養を促進するとともに、キャンパス間の垣根を越えたイベントを実施し、全学的な学生の交流を支援する。また、防犯講習会や安全運転講習会を実施し、日常生活における自己管理を喚起する。

② 学年担当教員が Semester ごとに面談を行い、学修の進捗状況や生活面での問題等を定期的に把握し、学生相談室と連携しながら、サインを発する学生の早期発見を図る。また、退学等の要因を調査・分析し、減少・防止に向けた具体的な対応策を引き続き検討する。

③ 経済的負担軽減制度の拡充

- ア 経済的事情等により修学が困難な学生に対する支援として、授業料減免を継続する。また、優秀な学部新生の確保と学部在学生の学修意欲喚起を図るため、充実した入学生特待生制度と在学学生特待生制度を引き続き実施する。
- イ 「秋田県立大学 10 周年記念奨学金」を継続し、県内出身学生の修学を支援する。また、教育ローン利子補給金制度を継続し、学生又は学資負担者の学資金の借入れ返済に係る負担軽減を図る。

(2) キャリア教育・就職支援

① キャリア教育センターの設置

- ア キャリア教育センターと学部・研究科が連携し、キャリア教育プログラムを引き続き実施する。また、就職の斡旋等にとどまらず、進学を含むキャリア形成の全般を支援するとともに、県内企業の魅力を多くの学生に知ってもらうための取組を強化する。
- イ 教育改革・支援センター、学生支援センター及び教職員と連携した進路支援に努める。また、学部1・2年生に対して適性或社会人基礎力等の把握テストを実施し、早期からの進路検討に活用する。さらに、学部3・4年生を対象に学外機関と連携したセミナーを開催し、社会人への移行を支援する。
- ウ キャリア関連科目講座である「現代の働く環境」「コミュニケーション入門」において、多様なグループワークの導入や、思考を促す課題の設定により、社会人に求められる積極性或課題解決能力の向上を図る。
- エ 学生がキャリアポートフォリオを自主的に運用できるよう、低年次学生が受講する授業やガイダンスにおいて指導を行う。さらに、学部3年生向けのキャリアガイダンスにおいても、自己のキャリア形成と進路決定にキャリアポートフォリオを活用できるよう、重ねて指導する。

② 就職支援の強化

- ア 学生の相談件数や相談内容等の状況を考慮し、適宜、秋田キャンパスの常勤キャリアカウンセラーを大潟キャンパスキャリア情報室に配置することにより、3キャンパスにおいて採用選考スケジュールの変更にも柔軟に対応した就職支援を行う。また、学生対応スキルの向上にむけ、学外研修やセミナーに関係職員を積極的に派遣する。
- イ 学修分野に関連する県内外の企業と学生が対面する企業面談会を引き続き実施する。企業面談会には役員や教員も参加し、学生のPRや企業との情報交換の場とする。さらに、学生が希望する業界の企業訪問、求人開拓を継続する。
- ウ 県内企業等に対して、本学が主催する企業面談会への参加や、本学内での会社説明会等の開催を勧誘し、県内就職を希望する学生とのマッチングの機会とする。また、県内企業等からの求人確保に向け、地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）において関連機関と連携するほか、企業面談会の他大学生への開放を継続する。
- エ 大学が仲介するインターンシップや、公務員ガイダンス及び筆記試験対策講座の実施を継続する。また、学生自ら実習先を探して応募するインターンシップの情報提供を積極的に実施するなど、多様化する企業の採用選考への対応に努める。
- オ 就職先未決定の卒業生に対し、一定期間個別に就職活動を支援する。また、

卒業後3年以内に離職した卒業生からの就職相談に応じ、就職情報の提供などの支援を行う。

☆ 数値目標

・進路決定率〔(就職先内定者数+大学院等進学者数)／卒業生数〕：100%

Ⅱ 研究に関する目標を達成するための措置

1 先端的・独創的研究や特色ある研究の推進

- ① 学長プロジェクトや産学連携推進事業などの学内研究支援制度を効果的に活用し、先端的・独創的研究や特色ある研究の推進を図る。
- ② 異なる分野・キャンパス間の連携を推進するため、相互の交流が加速するような研究成果発表会を開催する。
- ③ 産業界や地域社会のニーズにマッチした研究テーマや国際的に通用する研究領域を絞り込み、研究成果をあげる上で最も有効な体制を検討するとともに、産学官連携の研究プロジェクトの検討・企画を行う。
- ④ 本荘及び秋田キャンパスに設置したオープンラボスペースの柔軟な運用等により、プロジェクト的な研究を進める研究者グループが活動しやすい環境を整備し、研究の推進を図る。

2 研究費の確保と研究体制の整備

- ① 学長プロジェクト及び産学連携事業等の学内研究費については、研究実績を考慮して課題選定を行う。また、特色ある研究の推進のためのプロジェクト実施に対応できる弾力的機動的な予算編成を実施し、財源を集中的に投入するとともに、学長が定める重点分野の研究を支援する。
- ② 各種研究助成金や競争的研究資金の獲得強化のため、より効果的な申請書の作成に向けた応募・申請方法に関する説明会等を開催するとともに、本学退職教員等に申請書の添削を依頼する「科研費申請アドバイス事業」を実施する。
- ③ 若手研究者に対する研究費を確保し、研究活動を奨励・支援する。
- ④ 特任助教や競争的研究資金による研究員等の採用に努め、研究推進体制を整備する。また、学生や研究員等を研究プロジェクトに参加させ、実践的教育研究の推進に結び付ける。

Ⅲ 地域貢献に関する目標を達成するための措置

1 県内産業の競争力強化に向けた支援

(1) 産業振興への寄与

① 産学官連携コーディネート機能の強化

各種団体等が開催する研修会等へ積極的に参加し、情報入手に努めるとともに、職員のスキルアップを図る。また、秋田産学官ネットワークを基盤として、研究シーズを周知し、企業等のニーズを把握する。

② 秋田産学官ネットワークの機関会員として、他機関（商工団体、企業団体、大学・高専等）との連携・交流を促進するとともに、新技術の開発や課題解決を目的とした受託研究、共同研究、技術相談などを推進する。また、連携協定を締結している自治体等との情報交換を密にし、地域課題解決等に向けて協働する。

③ 「秋田県立大学・秋田県農林水産関係公設試験場・秋田県総合食品研究センター連携研究推進フォーラム」や秋田産学官ネットワーク主催「秋田県産学官連携交流プラザ」など、県内の高等教育機関及び公設試験研究機関との研究成果発表会や共同研究等の連携事業を推進する。

☆ 数値目標

・ 受託研究及び共同研究受け入れ件数：年間100件以上

(2) 知的財産の創造と活用

① 工業所有権情報・研修館等の外部機関による研修会や学内外の知財セミナーなどを通じて、知的財産の創造意欲の啓発や知的人材の育成を図る。

② 知的財産ポリシーに基づき、本学の知的財産の保護・管理の充実に努め、実施許諾や譲渡による技術移転を推進する。更に、知財活用の推進強化のため、引き続き知財部門の体制について検討する。

☆ 数値目標

・ 技術移転件数：年間2件以上

(3) 木材高度加工研究所

① 県、地元自治体、秋田県木材加工推進機構（以下「機構」という。）及び木材産業連合会が主催する本県木材産業界を対象とした研修会等に積極的に講師を派遣して人材の育成を図る。また、機構や地元自治体との連絡調整会議を定期的に行い、業界の競争力強化のための支援策等を検討する。技術相談や依頼試験については引き続き柔軟に対応する。

② 県、地元自治体等が設置する各種委員会において専門的立場から参加及び助言を行うほか、公開講座の開催や施設見学によって地域の活性化への協力や還元を

行う。また、高大連携による高校生インターンシップ等の受入れを実施する。

(4) バイオテクノロジーセンター

- ① 次世代シーケンサー等先端機器の活用により、より高度なバイオテクノロジー技術の導入、応用開発を進め、それを学内外に波及させる。研究や講義のサポート、研修の実施、教員の外部資金応募への協力などを通じて、本学のバイオテクノロジー研究及び教育の高度化と研究活動の活性化を促進する。また、大学等研究機関との共同研究を積極的に進め、センターの研究活動の更なる向上を図る。
- ② 県、自治体、企業及び大学等研究機関からの受託解析や技術相談、研究相談に応じるとともに、本県におけるバイオテクノロジー研究の拠点として、新技術の開発、共同研究の発掘に努める。また、バイオテクノロジー技術を応用し、県内の農林水産業の発展・諸問題の解決に貢献できる技術を提供する。
- ③ 優秀な教員や学生の獲得、分析需要の拡大のため、バイオテクノロジーセンターの体制整備に取り組むとともに、積極的な広報活動を行う。また、小・中・高校生に対する施設見学及び実験・実習、中・高等学校教員に対するリカレント教育の実施に協力する。

2 地域支援

(1) 自治体、企業等との連携推進

- ① 連携協定を締結した自治体の政策課題への協力や、企業等からの依頼による技術指導や研修等を通じて、本県の地域振興・地域活性化に向けた諸活動を積極的に支援する。
- ② 技術相談や情報提供などに柔軟に対応するため、秋田キャンパスの地域連携・研究推進センター棟に設置した技術相談室や、本荘及び秋田キャンパスにそれぞれ設置したオープンラボスペースを活用する。

(2) 学校教育への支援

- ① 高大連携事業に積極的に取り組み、高等学校の理科探究活動などを通じた本学と高等学校との連携により、高校生への指導に加え、高等学校教員との交流を深める。
- ② 小・中学校における理科教育事業や教員の指導力向上のための研修会等に講師を派遣する。

(3) 生涯学習への支援

- ① 公開講座について、連携協定を締結している市町村等で開催するとともに、より地域に密着したテーマを提供する。また、著名な講師を招いて公開講演会や

シンポジウム等を開催する。

- ② 図書館、講堂、屋外運動施設などの利用について、学生教育に支障がない限り、広く県民に開放する。

IV 交流・連携に関する目標を達成するための措置

1 国際交流の推進

(1) 研究者の交流と共同研究の推進

- ① 海外大学との大学間協定及び部局間協定に基づき、学術交流や共同研究を推進する。また、国際交流室及び国際交流委員会を中心に国際交流活動を推進する。
- ② 国際シンポジウム、ワークショップ等の開催を企画・検討し、本学の研究成果を積極的に世界に発信することに繋げていく。

(2) 国際感覚を備えた人材の育成

- ① 学生の目線を海外に向けさせ、異文化に触れる機会として、短期留学や海外語学研修を実施する。また、渡航中も安心して教育研究活動に臨めるよう、危機管理の体制を整備する。
- ② 英語で行う授業科目の拡充に向け、教員が英語で授業を行うための学内研修等を実施する。また、国際理解の促進のため留学生との相互交流を行う。

2 他大学等との交流・連携の推進

- ① 大学コンソーシアムあきたが主催する高大連携・単位互換授業、学際研究プロジェクト等の共同事業を積極的に実施する。
- ② 秋田大学、国際教養大学に秋田公立美術大学を加えた4大学連携協定に基づき、連携事業や情報交換会を実施するとともに、県内高等教育機関との共同事業や、地域課題に関する共同研究などに取り組む。
- ③ 連携協定を締結する大学等との共同事業実施に向けた検討を行い、教育研究活動や地域貢献の推進に結び付ける。

V 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置

1 業務運営の改善及び効率化

(1) 運営体制の強化

- ① トップダウンとボトムアップをバランスよく組み合わせることにより、意思決定プロセスの透明性と適正を確保する。そのため、部局長会議やキャンパス懇談会などを活用して、学内コンセンサスの形成と意思疎通に努める。また、経営協議会及び教育研究協議会は、毎回協議テーマを定めるなど、審議の充実を図る。

- ② 役員会の審議は、情報の共有化や業務本部間の調整が必要な重要事項に絞る。事務局組織は、各キャンパスを通じて業務本部のミッションが迅速に達成されるよう、業務内容の多様化に対応した適切な編成を検討する。

(2) 運営の高度化

- ① 管理運営方針（経営方針）を学内外に周知する。
- ② 現中期計画及びアクションプランの達成・取組状況を総括し、次期中期計画の策定に向けて課題を洗い出す。
- ③ 中期計画の進捗状況や第三者評価等の結果を勘案した予算編成や組織改革等を行い、学内資源の効果的な投入を図る。
- ④ コンプライアンス及び不正防止の観点から内部監査を実施する。また、内部監査室、監事及び会計監査人との協議の場を設け、それぞれが実施する監査の状況等について情報共有を図る。

(3) 人事制度の適正な運用による組織の活性化

- ① 教員評価については、新制度での年俸額への反映や評価結果のフィードバックを適切に行う。
- ② サバティカル制度の利用者の募集にあたっては、より利用しやすいように翌々年度分も併せて公募するなど、制度活用の促進に努める。
- ③ 事務職員の人材育成方針に基づき、職階や職種に応じた体系的な研修を実施する。また、他大学との合同研修を実施するとともに、行政機関等との人事交流を検討する。
- ④ 女性教員の比率を高めるため、教員の募集に際して女性教員に対するポジティブ・アナウンスを強化する。

2 財務内容の改善

(1) 自己財源の確保

- ① 競争的研究資金の採択数の増加や共同研究の促進、奨学寄附金の確保などにより、前年度の水準（獲得件数又は獲得金額）以上の外部資金の獲得に努める。
- ② 知的財産の適正な管理と積極的な公表により、企業への技術移転を進め、特許実施許諾料収入などの確保に努める。

(2) 経費の節減

- ① 中・長期財政計画に基づき、厳しい財政状況を踏まえた適正な予算編成と厳格な予算執行を引き続き行う。
- ② 経費節減のための取組を引き続き実施し、業務の合理化・効率化を推進する。

3 自己点検・評価等の実施及び教育情報等の公表

(1) 自己点検・評価及び自己改革の実施

- ① 28年度に実施した自己点検・評価及び認証評価により得られた課題に対する改善方策を検討する。また、現中期計画の目標達成度について自己評価を行うとともに、次期中期計画の策定を行う。
- ② 自己評価委員会及び教育改革・支援センターが中心となり、各部局・本部と連携して本学の内部質保証に取り組む。
- ③ 外部評価の実施結果を総括するとともに、次期中期計画期間における外部評価の実施計画を定める。

(2) 教育情報等の公表

- ① ホームページ及び出版物等の内容充実を図り、大学の活動や研究成果、研究情報等を積極的に公表するとともに、SNS等のツールを活用し、広く大学の情報を発信する。また、ウェブジャーナルを通じて、地域貢献活動等の成果を公表する。
- ② 新聞等マスメディアへの情報提供や、他大学との連携事業及び各種フォーラム・イベントの活用により、学外への情報発信を積極的に行う。

4 その他業務運営に関する重要事項

(1) 安全管理体制の強化

- ① 安全衛生マニュアルに基づき、安全衛生委員会が中心となり各キャンパス内の安全管理や防災体制の強化を図る。また、安全衛生、安全管理、防犯に関する各種講習会や防災訓練を実施する。
- ② 法令や各種ガイドラインを遵守し、施設や設備機器の保守管理と安全点検を適切に実施する。ITシステムについて、情報セキュリティポリシーで掲げる安全対策等の一層の浸透を図る。

(2) 教育研究環境の整備

- ① 施設や設備機器の整備・更新計画を適宜見直し、県と協議しながら教育研究環境の整備を推進する。また、研究プロジェクトの進捗状況や研究機器の利用実績等に基づく整備を進める。
- ② 良好なキャンパス・アメニティを形成するため、様々な機会を捉え、教職員及び学生との意見交換を行う。
- ③ 地域社会の環境保全や省エネルギーに配慮するとともに、エコキャンパスの実現に向けた取組を推進する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

本計画においては、次の学生収容定員により、予算等を算定した。

- ① 学士課程 1,560名
- ② 博士前期課程 156名
- ③ 博士後期課程 39名

1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,566
施設整備費等補助金	135
木材高度加工研究所施設整備費等補助金	662
諸補助金	23
自己収入	1,391
授業料等収入	1,136
その他収入	255
受託研究等収入	155
寄附金収入	17
目的積立金取崩	0
計	5,949
支出	
業務費	1,949
教育研究経費	1,492
一般管理費	457
施設整備費	135
木材高度加工研究所施設整備費	662
受託研究等経費	155
寄附金事業費	17
人件費	3,031
計	5,949

【人件費の見積り】

期間中総額 3,031百万円を支出する。

なお、人件費は、役員報酬並びに教職員年俸、法定福利費に係るものである。

2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	5, 4 5 5
經常費用	5, 4 5 5
業務費	4, 4 8 4
教育研究経費	1, 2 9 8
受託研究等経費	1 5 5
人件費	3, 0 3 1
一般管理費	4 2 8
その他費用	1
減価償却費	5 4 2
臨時損失	0
収益の部	5, 4 5 5
經常収益	5, 4 5 5
運営費交付金収益	3, 5 6 6
授業料等収益	8 9 6
受託研究等収益	1 5 5
寄附金収益	1 7
補助金等収益	2 3
その他収益	2 5 6
資産見返負債戻入	5 4 2
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,949
業務活動による支出	4,892
投資活動による支出	1,037
財務活動による支出	20
次年度への繰越金	0
資金収入	5,949
業務活動による収入	5,150
運営費交付金による収入	3,566
授業料等による収入	1,136
受託研究等による収入	155
寄附金による収入	17
補助金等による収入	23
その他の収入	253
投資活動による収入	799
施設費による収入	797
その他の収入	2
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	0

Ⅶ 短期借入金の限度額

運営費交付金等の受入れ遅延等に対応するため、短期借入金の限度額を4億5千万円とする。

Ⅷ 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

Ⅸ 剰余金の使途

剰余金は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善を図るための経費に充てる。

X 地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

中期目標・中期計画を達成するために必要となる施設・設備の整備や老朽度合を勘案した施設・設備の改修を行う。

2 人事に関する計画

(1) 人員計画の方針

カリキュラム改革や教育方法の改善、研究分野の重点化・プロジェクトの推進、業務量の増減などに対応した柔軟な教職員配置を行う一方、人件費の抑制に努める。

(2) 人材確保の方針

教職員の人材は、公募を原則として広く国内外に求める。優秀な教職員を確保し教育研究活動を活性化するため、任期制を継続する。併せて、評価結果を適正に反映した年俸制を継続し、教職員の職務遂行能力やモチベーションの向上に努める。

**3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に
関する計画**

積立金は、使途計画を策定し、教育研究の推進及び学生生活の充実を図るための施設、設備、備品等の整備に関する経費に充てる。